

# 那須塩原市自治会長連絡協議会と那須塩原市との連携に関する協定書

那須塩原市自治会長連絡協議会及び那須塩原市は、これまで培った関係を礎としつつ、それぞれが果たすべき役割を改めて確認し、更なる連携強化を図るとともに、地域を取り巻く社会環境の変化に対応する新たな協力体制の構築と市民との協働によるまちづくりの更なる推進を目指し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、那須塩原市自治会長連絡協議会（以下「協議会」という。）及び那須塩原市（以下「市」という。）との連携強化に向けた基本的な事項について定める。

(基本原則)

第2条 協議会及び市は、次に掲げる事項を基本原則として、連携の強化を図る。

- (1) より良いまちづくり・より良い地域づくりに向けた目的を明確にするとともに、必要な情報の共有を図る。
- (2) お互いの立場を尊重し、対等な協力関係と双方の合意に基づく連携を図りながら、地域課題の解決にあたる。

(取組)

第3条 協議会及び市は、次に掲げる事項について、協働により取り組む。

- (1) 地域における防災に関すること。
- (2) 地域における防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 地域における福祉に関すること。
- (4) 地域における青少年の健全育成に関すること。
- (5) 地域における環境の保護及び環境資源の活用に関すること。
- (6) 地域における伝統文化の保護及び伝承に関すること。
- (7) 地域における統計調査に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、より良いまちづくり・より良い地域づくりに資するものとして、協議会及び市が必要と認める事項に関すること。

2 協議会及び市は、前項の取組を推進するため、自治会や自治会活動に対してより多くの市民の理解と協力が得られるよう、自治会の役割やその必要性、地域における活動の実態などを広く市民に周知し、自治会加入への意識啓発を図るとともに、地域社会全体で加入促進に取り組む体制の構築に努めるものとする。

3 協議会及び市は、第1項の取組に関して、お互いの役割を十分に理解し、協議を行うこととする。

(役割)

第4条 協議会及び市は、次の役割分担に基づき取組を進める。

(1) 協議会の役割

- ア 協議会を構成する自治会（以下「単位自治会」という。）の地域課題の解決及び地域活動の活性化に向けた自主的・自立的な活動を促進するための環境づくりを進める。
- イ 単位自治会の協力を得ながら、市域全体での自治会加入促進等、自治会の活性化や組織強化に向けた取組を進める。
- ウ 市が実施する施策について、求めに応じて、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画し、必要な協力を行う。
- エ 単位自治会の意見を集約し、市に対して必要な提言を行う。

(2) 市の役割

- ア 地域課題の解決及び地域活動の活性化に向けた協議会の自主的・自立的な活動に対する支援を行う。
- イ 市域全体での自治会加入促進等、自治会の活性化や組織強化に向けた協議会の取組に対する支援を行う。
- ウ 市が実施する施策について、協議会が、事業の企画・立案から実施・評価までの様々な段階に参画できるような環境づくりを推進する
- エ 地域課題の解決及び地域活動の活性化の観点から、協議会からの提言を施策に反映するように努める。

(情報交換及び協議)

第5条 協議会及び市は、この協定に基づく相互の連携強化及び取組を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換及び協議を行うものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、協定の趣旨に基づき、協議会及び市が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協議会及び市が署名の上、各1通を保有する。

平成27年9月26日

那須塩原市自治会長連絡協議会

会長

菊地正治

那須塩原市

市長

阿久津寛二